

岩手県防災会議地震・津波被害想定調査検討部会設置要綱

(設置)

第1条 本県最大クラスの津波浸水想定を踏まえて実施する地震・津波被害想定調査への助言等により、本県の津波防災対策を促進することを目的として、岩手県防災会議条例（昭和37年条例第34号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、岩手県防災会議に地震・津波被害想定調査検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、県が実施する地震・津波被害想定調査の実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を岩手県防災会議に報告する。

(部会)

第3条 部会は、別表に掲げる委員及び専門委員により構成する。この場合において、委員及び専門委員の任期は地震・津波被害想定調査が終了するまでとする。

2 部会長は、会務を総理し、会議の議長となり、部会を代表する。

(部会の招集等)

第4条 部会は、部会長が招集する。

(部会の運営)

第5条 部会は、委員及び専門委員の半数以上の出席により開催する。

2 部会の協議事項は、出席した委員及び専門委員の過半数の同意をもって決する。

3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。

4 部会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、部会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、岩手県復興防災部防災課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 国の関係機関及び県の関係部局

委員	東北地方整備局長
委員	仙台管区気象台 盛岡地方気象台長
委員	第二管区海上保安本部 釜石海上保安部長
委員	岩手県復興防災部長
委員	岩手県農林水産部長
委員	岩手県県土整備部長

(2) 市町村・住民避難に関する知見を有する者

委員	岩手県市長会 釜石市長
委員	岩手県町村会 理事（普代村長）
委員	公益財団法人 岩手県消防協会長
委員	岩手県婦人消防連絡協議会長

(3) 国の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループメンバー

専門委員	東北大学災害科学国際研究所所長・教授 今村 文彦
専門委員	新潟大学危機管理本部危機管理室教授 田村 圭子

(4) 本県の地震・津波対策に精通している学識者

専門委員	岩手大学名誉教授 齋藤 徳美
専門委員	岩手大学理工学部教授（地域防災研究センター長） 越谷 信
専門委員	岩手大学理工学部教授 南 正昭
専門委員	岩手医科大学救急・災害・総合医学講座 災害医学分野教授（災害時地域医療支援教育センター長） 眞瀬 智彦